

庄園制解体期の山城国上久世庄

上 島 有

【要約】 庄園制解体の原因に関しては、庄園領主権力の支柱となつていた室町幕府権力の衰退、それに伴つて武家・國人衆の外部よりする庄園侵略、また内部的には農民層の政治的・経済的成長と、それによる年貢の未進抑留等が、従来一般的に云われていた所である。然しそれは云わば概説的に説かれるに止まつて、個別庄園に就いてはつきりそれを跡付けたものは尠なかつたように思う。このことは史料制約に依る所が多いのであるが、幸い東寺領山城国上久世庄においては、戦国時代の史料も比較的豊富に残されており、殊に永正四年（一五〇七）算用帳は一庄的な規模で、庄園制の解体過程を具体的に示しているのである。本稿においてはかかる観点から、永正四年算用帳を中心として、上久世庄における東寺の庄園支配の崩壊過程を具体的に追求した。

はしがき

山城国上久世庄は建武三年（一三三六）七月一日足利尊氏が、その地頭職を東寺八幡宮に寄進して以来、南北朝・室町期を通じて、比較的強固な支配力を誇つていたのであるが、ひとつには庄園内部において庄園領主の年貢・公事等の徴収単位、即ち庄園支配の基礎単位である百姓名の解体、それに伴う加地子名主の一般的成立と、もう一つには農民・地侍層の成長、さらには武家勢力の侵入によつ

て室町時代の度々の動乱、殊に応仁文明の大乱を経て戦国時代に入るや、急激にその支配力の減退がみられるのである。ここではその具体相を示すものとして永正四年（一五〇七）上久世庄算用帳を中心とその模様を検討する。この算用帳は永原慶二氏も度々史料として利用されているが、^①「永正四年算用帳は」個人別の所有面積は作職分と名主分とで得分の内容が異なるため、単純な合計は本質的意味をもたない。従つてこれを一律に所有規模別に整理することはやめた^②」としておられる如く、その解釈は仲々困難であり、充分解決出

来ない点もあるが、出来得る限りの操作によつてこの算用帳の持つ意味を明かにしたい。ここに記載された総面積は五七町二反二一〇歩であつて、この数字は以前の土地台帳の記載面積と大差なく、又次の各項で検討するような理由から、私はこの算用帳も以前の土地台帳と全く同じ史料の価値を有するものとして考察を進めることにする。

① 建武三年七月一日足利尊氏久世上下庄地頭職寄進状案（東寺百合文書コ一五—三二他）

② 詳しくは拙稿「山城国上久世庄における百姓名の解体」参照。

③ 東寺百合文書の三九—四二。

④ 永原慶二氏「封建時代前期の民衆生活」（三五頁）及び「荘園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」（歴史評論四四・四五号）等。

⑤ 同氏前掲論文（歴史評論四五号五五頁註⑩）

⑥ 南北朝期以降の上久世庄の土地総面積は拙稿「畿内庄園の一存在形態——山城国上久世庄の場合」（日本歴史一一一号）第一表参照。

一、永正四年上久世庄算用帳について

(イ)「本役」と「分米」 先ず最初にこの算用帳の記載様式を例示する。

上久世庄算用帳 永正四年分

一 伊勢講田分

一反 本役式斗九升壹合内

壹斗四升五合 半濟方へ引之

残壹斗四升六合

一大宝庵分

二反 分米式石二斗内

一石六斗六升八合 公文方納

五斗半濟方へ引之

残三升二合

同名主分

一町一反小 本役四石三斗七升五合

一反 本役一斗

三十一反 〃〃四斗

ヘシラ 一反 〃〃三斗五升

古寺 一反 〃〃八斗

八反田 一反 〃〃三斗五升

合六石三斗七升五合内

三石一斗八升七合 半濟方へ引之

八升五合 井料引替

残三石一斗三合

八廿二 八十三 一斗六合 三升 引替

五斗三升六合孫左衛門方井料立用

夕二石四斗三升一合

寺納請二

一彦太郎分ひかし

四反くし一

スモ、左近方ヨリ渡

一反くし一

三反

一反大

コモツテ

一反小

クシノ下

一反

分米四石四斗

〃〃壹石一斗

〃〃一石一斗

〃〃一石八斗三升四合

〃〃一石四斗六升七合

〃〃九斗五升

合十石八斗五升一合内

一石四斗くし米引

六升 粟引

六石八斗四升 公文方納

二石五斗半 済方へ引之

一斗一合 公文方へ早米納過

七斗八升 公事本役 公文方納

六升八合過 公文方へ納立用

同名主分

八反田

本役四斗内

式斗 半済方へ引之

三斗三升 井料

合五斗三升内

一斗三升三合 公文方へ過ヲ立用

定夕三斗九升七合 未進納

(下略)^①

この算用帳で第一に問題となるのは「分米」と記されたものと、「本役」と記されたものの区別である。結論を先に云えば「分米」と記されたものは大体反別一石前後（一石一斗のものが多く）であり、それは延文二年（一三五七）上久世庄百姓名々寄帳に記された反別平均三—四斗の東寺への年貢（延文当時にはこれを分米と記している）に、加地子名主の得分（加地子）として反別六—七斗が加えられたものである。また「本役」というのは大体反別三—四斗であり、これは延文当時の東寺への年貢（分米）反別三—四斗がそのまま引きつがれており、その土地については他に加地子名主を有せず、従つてその加地子得分はこの算用帳の登録人の手に残されていたため、延文当時の庄園領主東寺への年貢（分米）がそのまま引きつがれて、この算用帳においては「本役」と記されるに至つたものである。それ故分米負担者は無公事田地に関する応永十四年（一四〇七）上久世庄公文注進状^①にみえる作人→直接耕作者に当り、本役負担者は同じ史料にみえる名主人（自作名主）又は名主（加地子名主）に相当するものである。

このことは百姓名の解体・名主職の得分権化という観点から考えられねばならず、それについては別稿で詳論する予定であり、若干重複する点もあるが必要部分のみを検討しておく。ひとつだけ史料を挙げると、

壳渡申 上久世宗像名田事

合卷段者 坪八段田壳石老斗代納舛別定
本所当四斗代東寺納斗定

右田地者有近譜代相伝 至于今更以无他妨之処也

然依有要用 相副手續証文等 但近年之手続无之直銭陸貫
依无他乱亂也

文限永代所壳渡申金蓮院実也 (中略)

正長武年 己酉四月十八日 林香庵
比丘有近 (花押)

これは田地壳券の形をとつているが、実は加地子得分権の壳券であつて、ここにいう壳石老斗代というのは算用帳にみえる「分米」に当り、本所当即ち東寺への年貢四斗は算用帳にいう「本役」に相当する。そして残る七斗がこのとき林香庵有近から金蓮院に直銭六貫文で壳渡された加地子得分である。以上のことは他の一連の手續証文によつてはつきり実証しうることを、永正四年算用帳と対比して考えたのであるが、その数字も殆んど変化することなく永正当時まで引きつがれていることを知る。

以上によつて算用帳にみえる「本役」と「分米」の区別は明かとなつたが、「本役」というのは前掲史料の伊勢講田分の如く特に「名主分」と記載されていないことも、又大宝庵分の如く「名主分」と記されてあつても、両者の間には後述の如き性格の区別は出来るとはいへ、いずれの場合を問はず同一の原則、即ち加地子得分は自己の手もとに残しうるもの(名主職所有者)として考へるべきものであ

る。^⑦そして延文當時には反別三—四斗の東寺への年貢が「分米」と称せられているのに永正頃には本来の年貢である反別三—四斗が「本役」と称せられ、「本役」に加地子得分が加わつたものを「分米」と称しており、その内容が變つてゐることは一つには名主職の得分権化を示すものといえるが、又後述のように重要な意味をもつているという点だけを指摘しておく。

(口) 公事 次に公事について考へる。この史料には田地の下に「くし一」というような記載がみられ、その田地に対する公事の負担高が明示されている。これからも明かなように、当庄においては応永年間に公事はかつての旧名体制の名田別に賦課されたかに思われる史料が三通存在するといへ、決して杉山博士氏が山城国久我庄の研究で明かにされたような「ふるい名体制の遺制による夫役」の徴収が行われていたと云うことは出来ず、田地単位即ち年貢担当者『農民單位に公事の徴収が行われていたことが明かである。』

さてこの公事も「分米」を負担する田地と「本役」を負担する田地については、その負担の内容が明かに異つてゐる。例えば彦太郎の分米負担地については、合計二の公事を負担しているが、その代り「公事米」として一石四斗即ち公事一につき七斗が分米の総計より差引かれており、他の登録人をみても分米負担地については、例外なしに公事一につき公事米として七斗が分米から差引かれてい

る。然し本役負担地については、ただ公事の高のみが記されており、公事を負担しても「本役」からは何ら免除されていない。

分米負担地については公事一につき七斗の公事米が免除されているのは前述の如くであるが、更にその免除された額の半分、即ち公事一について三斗五升が「公事本役」として徴収されていることを知る。⑩人夫役及びその他の公事は延文二年百姓名々寄帳によれば、一般の名田は反別一日の人夫役と草銭・職事銭・茄子銭・仏事銭・藁を負担する田地と、茄子銭・仏事銭・藁のみを負担する二種類の田地に整然と区別されていたが、その後主として年貢公事等徴収單位の混乱即ち百姓名の解体→加地子名主の一般的成立と共に、公事徴収の便を考えてか、藁を除く前述の草銭以下のものは一括して公事銭と称せられるようになり、人夫役・公事銭・藁を負担する公事田地と、公事の全くからない無公事田地の二種類に整理されるに至つたものと考えられる。そして人夫役も漸次現物納（米納）化されて行き、寛正年間には未だ東寺が人夫役の徴収を行なおうとしていた模様が窺われるが、応仁文明の大乱以降は人夫役そのものの徴収は不可能となり、完全に米納化されるに至つたものと思う。従つて公事地分米反別約一石一斗のうちの四斗は本来の東寺への年貢（延文当時の分米）で、残る七斗は公事に相当し公事米として分米から差引かれ、そのうち三斗五升分は百姓が別に納める公事銭・柴其他

の公事相当分として免除され、⑪残る三斗五升が人夫役に代る夫米即ち公事本役として徴収されたものと考ええる。即ちかつて雑多な徴収法の行なわれていた公事は、どうしても必要欠くべからざる柴・藁等の現物納を除いては、米納か銭納に整理されて行き、公事本役三斗五升というのはかつての人夫役の米納化したものと考えるのである。⑫この際分米負担者が公事に限つて「本役」という形で、三斗五升を負担していることも注目される点である。即ち後述するようにこの分米負担地の加地子名主職は東寺がもつていたと考えられ、この「公事本役」という言葉は、公事は本来直接耕作者の負担すべきものであるということを実に示すものといえよう。⑬

これに反して本役負担地即ち加地子名主職が東寺以外の者の所有に帰している土地については、形式的には東寺としては名主であるうが作人であるうが、誰が公事を負担しようとする所ではなく、ただ所定の公事さえ取められればそれでよいのであるから、公事負担額だけを記載し、その負担の内容については記載をする必要はなかつたものと考ええる。

最後に一言しておきたいのは近世の役家との関係である。若し近世の役家がよくいわれるように中世の公事家の転化したものであるとすれば、永正四年の上久世庄においては第一表にみられるように算用帳の総登錄人七八名中四二名が公事を負担しており、この七八

名中には全く耕作とは無関係に、単に得分権にのみ依存する加地子名主も多く含まれているのであるから（十六名と推定）詳しくは後述）、宮川満氏の如く「公事家は中世村落において公事―夫役を負担する上層の百姓在家であつた」（傍点筆者）とするのは問題であり、特に上層一部に限らず一般の農民が負担していたものと考える

（第一表） 永正四年（一五〇七） 上久世庄土地所有形態（単位は反）

	本役地	分米地	計
伊勢講田分	× 1.000		1.000
大宝庵分	○ 16.120	2.000	18.120
ひかし彦太郎分	○ 1.000	10.000(2)	11.000(2)
左近分		2.000	2.000
藤五郎方分	○ 9.030	4.120(0.5)	13.150(0.5)
徳寿庵分	× 2.060		2.060
助三郎分		9.000(6)	9.000(6)
次郎五郎分	○ 1.000	8.000(5)	9.000(5)
治部分	○ 240	2.000	2.240
イタ彦次郎分		2.000(2)	2.000(2)
彦衛門分	○ 1.120	10.000(5)	11.120(5)
浄祐与三郎分	○ 4.000	10.000(5)	14.000(5)
西方分	○ 76.090	15.300(6)	92.030(6)
はゝ左衛門分		5.240(3)	5.240(3)
ひかし藤二郎分		2.000(2)	2.000(2)
はゝ彦次郎分		6.000(5)	6.000(5)
源三郎分		2.000	2.000
ひかし小太郎分		1.000	1.000
次郎衛門分		5.240(5)	5.240(5)
はゝ右近分		4.120(2)	4.120(2)
はゝ太郎次郎分		6.180(2)	6.180(2)
太郎衛門分	○ 9.000(3)	7.180(6)	16.180(9)
石原西方分		5.000(5)	5.000(5)
はゝ弥三郎分		2.000	2.000
牛瀬与一方分		2.000	2.000
妙道分		6.300(2.5)	6.300(2.5)
かい次郎五郎分		2.120(2)	2.120(2)
はゝ与次郎分		240	240
ひかし彦九郎分	○ 1.120	2.000(1)	3.120(1)
左衛門五郎方分	○ 7.030(5)	7.240(2)	14.270(7)
道浄分	○ 6.000		6.000
新三郎方分	○ 8.060(5)	2.000	10.060(5)
華藏庵分	× 14.300[1]		14.300[1]
兵部分		1.300(2)	1.300(2)
衛門九郎分		9.120	9.120
辻弥五郎分		2.000(2)	2.000(2)
次郎三郎分		3.240(1)	3.240(1)
弥太郎分		5.120(1)	5.120(1)
弥五郎分		6.120(2)	6.120(2)
兵へ太郎分		1.240(1)	1.240(1)

べきものである。尠なくとも一庄的な規模で確実に把握しうる上久世庄においては上述の如くであり、従つて中世史自体の確実な実証的研究を基礎とした場合、大閤検地それ自身の評価も従来のものとは異つてくるであらうということだけを付言しておく。

（ハ） 半済 上久世庄においては建武三年大式房覚賢が、足利尊

庄園制解体期の山城国上久世庄（上島）

	本役地	分米地	計
孫三郎方分		8.060(4)	8.060(4)
孫太郎分	○ 1.000(1)		1.000(1)
新五郎方分	○ 180	1.240	2.060
三郎五郎方分		23.120(6)	23.120(6)
弥五郎方分	○ 5.000	3.120	8.120
いし三郎五郎分	× 1.000		1.000
は萬宗分	× 1.060		1.060
藏春庵分	× 5.240[1]		5.240[1]
衛門三郎分		2.300(2)	2.300(2)
源三方分	○ 2.000(1)	120	2.120(1)
藤五郎分		4.000	4.000
次郎左衛門方分	○ 1.000	7.120(1)	8.120(1)
次郎三郎方分		1.000	1.000
弥次郎方分	○ 5.120	3.300	9.060
藏王堂分	× 14.240(8)		14.240(8)
古寺分	× 1.000		1.000
太郎左衛門方分	○ 12.240(1)	26.300(10)	39.180(11)
孫左衛門方分	○ 3.000(1)	5.300(2)	8.300(3)
徳昌庵分	○ 4.240(1)	2.120	7.000(1)
新左衛門方分	○ 6.000(2)	32.000(1)	38.000(3)
岡方分	○ 5.000(2)	2.000	7.000(2)
下久世又三郎跡	× 1.180		1.180
善次郎衛門方跡分		240	240 (畠)
乗泉分			(畠)
井上方分	× 3.240		3.240
弥六方分		2.000	2.000
九郎太郎分		3.120	3.120
弥五郎方分		3.240	3.240
孫九郎方分	× 4.120		4.120
東頭田分	× 1.000		1.000
慈眼庵分	× 11.000		11.000
福寿庵分	× 4.300(3.5)		4.300(3.5)
西頭田分	× 1.000		1.000
池内分	× 2.000		2.000
対馬跡分		120	120
北庵分			(畠)
牛瀬四郎次郎分		2.000	2.000
牛瀬次郎分		1.000	1.000
總計	258.090 [2] 反歩(33.5)	314.120(104) 反歩	572.210 [2] 反歩(137.5)

註(一)内の数字は公事の日数、「」の数字は畠公事の日数。

氏より軍忠の質として領家職の半分を地頭職として給わつたが、これが当庄における半済の初見である。然し建武五年に至り大式房覺賢が死去し、その子鶴松丸が相続をするやこの半済も停止されている。その後は一円の東寺八幡宮領として支配力は比較的徹底している。だが、応仁文明の大乱を境として新しい段階に入るのである。既に

それ以前に西岡中脈披官人衆として在地において実力を伸展していた国人衆は、この大乱に当り幕府・庄園領主等の勢力衰退の隙をみて積極的な活躍を始める。即ち応仁元年(一四六七)十月廿六日には西岡面々中に宛てて、久世上下庄の違乱を止める旨の幕府奉行入連署奉書が出されているが、その違乱の内容は半済であつた。西岡

面々中即ち国人衆はこの大乱に積極的に参加し、その兵糧料として久世上下庄をはじめ多くの西岡諸庄に対して違乱をはじめたものと思われ^⑤。前述のように違乱停止の命令が出されているにも拘わらず、この大乱中は半済が行われたものの如く、文明三年（一四七一）下久世庄年貢算用状の端裏書には「自当年半済」と記され、その内容をみると半済分として十九石余が差引かれている。この西岡中脈披官人衆による半済も応仁文明の乱の終息と共に終り、算用状も文明六年の記事を最後として、寺領違乱の事実は姿を消し、文明九年から同十年にかけて寺領安堵の御教書・奉書等が度々出され、一応小康状態に入ったのを知るのである。然し明応八年（一四九九）に至ると重ねて西岡披官人衆等による半済が行われたものの如く、再び半済停止の奉書が出されているが、その効果は全くなく、同年下久世庄年貢算用状^⑥によれば半済分廿五石が差引かれている。この点については後程詳しく触れるが、それ以降は完全に国衆或いは武家方のなすがままに任ざれていたのである。永正四年上久世庄算用帳はこの模様を如実に示しており、整然たる体系をもつて半済の徴収が行われている。

前に例示した算用帳の一部を見れば明かなように、各登録人について「半済方へ引之」として、確実に半済分が差引かれている。その率は「本役」については必ずその半分であり、この段階に至つて

も半済が領家職（上久世庄の場合には東寺八幡宮の有する地頭職であるが、この頃には地頭職も領家職も同一のものと思倣されてきた）の半分、即ち南北朝期の年貢半納^⑦の原則がこの頃に至つても貫徹しているのを知るのである。「分米」に対しては半済がその四分一以下であり、従つて分米のうち本来の東寺への年貢即ち「本役」に対してその半分が半済として徴収されており、加地子得分からは差引かれていないと考えてよい。この原則は一つの例外もなく貫徹されており、これらのことから分米負担者は他に加地子名主を有する直接耕作者であつた事がわかる。

① 東寺百合文書の三九―四二

② 詳しくは拙稿「南北朝期における畿内の名主」（日本史研究会史料研究部会編「中世社会の基本構造」所収）の同名寄帳記載様式参照。

③ 佃は八斗代であつたが、永正四年にも八斗代とみえる。

④ 東寺百合文書を一七下―一八。この史料の記載様式は拙稿「山城国上久世庄における百姓名の解体」において引用する。

⑤ 前記（註④）拙稿参照。

⑥ 東寺百合文書よ一―四上。この一連の手続証文については註④拙稿において詳しく検討する。

⑦ 永原氏は前記論文の第七表（歴史評論四四五号五一・五二頁）において此の点を混乱しておられるかに考えられる節がある。即ち「名主分」と記してなくとも「本役」を負担している伊勢講田は、

第七表で「名主分」に入れられているが、三郎五郎以下はたとえ「本役」を負担していても、「名主分」と注記されていない分については、表で「作職分」に入れられており納得出来ない。

⑧ 前記(註④) 拙稿参照。

⑨ 同氏「山城国乙訓郡久我庄の考察」(国史学五八号)

⑩ 例示した史料にみえる彦太郎は公事米として一石四斗を免除されているのに対して、七斗八升の公事本役を納めているが、これは例外に属する。

⑪ 以上の点に就いては稿を改めて詳論する。

⑫ 従つてここに云う公事米は前述の加地子得分に相当することとなり、私としてはそう考えたいのであるが、今の所断定は差しひかえ後考を期したい。

⑬ これが三斗五升に相当するということは今の所断定できないが此の段階に至つても多数の公事銭算用状が存在することより公事銭が年貢とは別に納入され、又藁・柴は現物で納められたと考えられる史料(例えば永正三年十二月廿三日和田太郎左衛門光弘・利倉孫左衛門弘盛連署諸文——東寺百合文書レ一三一—一九)がある。なお分米負担地には「蘆引」として公事一につき必ず三升が分米から差引かれていることは此の推測を裏付けるものである。

⑭ 例えば応永十四年十二月十八日貞信田地売券案(東寺百合文書を十一—十三)によれば公事四日分として夫賃一石四斗四升(公事一日につき三斗六升)が記載されており、公事一日につき三斗五升という数字は略妥当である。

⑮ 公事は本来直接耕作者の負担であるという点については前記

(註④) 拙稿参照。

⑯ 同氏「太閤検地をめぐる研究動向」(日本歴史一〇〇号)

⑰ 建武三年九月五日足利尊氏御教書案(東寺百合文書イ—二四)。

これは全庄の折半ではなくて一部名田の折半であった。詳しくは今井林太郎氏「東寺領山城国上久世荘」(『日本農業経済史研究』下)及び島田次郎氏「半済制度の成立」(『史潮五八号二〇頁)参照。

⑱ 建武五年五月廿八日上久世庄下司職并名田宛行状案(東寺百合文書京二八一—三七)

⑲ この国人衆の構成についても単純に割り切れないものをもつており後考を期したい。なお第四節註⑳参照。

⑳ 応仁元年十月廿六日付で西岡面々中宛と右京兆代宛の二通の幕府奉行人連署奉書がある(いずれも東寺百合文書京三八—目錄外)

㉑ 応仁元年八月廿二日幕府奉行人兵糧催促状(東寺百合文書七下—一〇及び同ウ七一—八七)

㉒ 刊本東寺文書へ一五七号。なお同年下久世庄公事銭算用状(東寺百合文書む三三下—三六上)をみると公事銭についても半済が行われている。

㉓ 文明六年下久世庄年貢散用状(東寺百合文書む三三下—三六上)

㉔ 明応八年十月十四日幕府奉行人連署奉書(右京兆代—細川政元か一宛)(東寺百合文書リ三五—四五)の他に二通あり。

㉕ 刊本東寺文書ぬ九一号。

㉖ 詳しくは島田次郎氏前掲論文第四節註㉗参照。

㉗ 島田氏前掲論文二—三頁。

二、名主職所有者

前節においては永正四年の上久世庄算用帳について、「本役」「分米」「公事」「半済」に関する考察を加えたが、次にその内容の検討を行う。この算用帳の各登録人についてその土地所有形態を示したのが前掲第一表である。^①これによると総面積五七町二反二〇歩のうち分米負担地が三一町四反二〇歩、本役負担地が二五町八反九〇歩であり、その比率は大体五五%と四五%になる。前にも少し触れたようにこの本役負担者のうちには南北朝期の名主百姓の性格を有するもの即ち自作名主（名主作人）と、単に加地子得分にのみ依存する加地子名主の、^②二つの範疇に属するものが含まれているのである。例えば「ひかし彦太郎」は分米地として、その直接耕作分一町と、本役地として一反、合計一町一反の田地をもっているが、一町一反といえば当時の家族労働力で耕作可能な面積であり、この本役負担地一反も彦太郎自から直接耕作していた、即ちこの一反に關しては彼は自作名主であつたと考えてよい。又この時の最大の土地所有者である「西方」というのは、他の史料から考えて当時上久世庄において公文寒川氏に代る絶大な権力を有し、更には年寄衆として村落自治の中心的存在であつた利倉孫五郎安俊と比定しうるのであるが、^③彼は本役地として七町六反九〇歩、分米地として一町五反

三〇〇歩、合計九町二反三〇歩を所有している。かかる広大な土地を有する彼の経営内容を明かにすることは甚だ困難なことであるが、恐らく分米地一町五反程度は自家労働力と若干の「下人」労働力によつて経営を行つていたのであろう。但しこの「下人」の性格については稿を改め詳論するが、^④結論だけを云えば「下人」といつても少くとも上久世庄の史料に現われる限りにおいては、よく云われるように家内奴隸的ないしは名主的性格のものではなく主として庄内の独立の農民のうち、何らかの理由で庄内の有力者である利倉孫五郎と披官人的な關係にあつたものである。そして残る部分は大體において、小作貸出部分と純粹な加地子名主に分れていたのであろう。この場合小作貸出部分といつても従来云われたような名主―作人の關係の如く、作人が権利化された小作權即ち作職を有するのではなく、その土地一切の權利は利倉孫五郎が有し、ただ事実として小作人に貸出されていたのに過ぎない。ここではこれが本来の小作關係であり、近世の地主―小作關係へと連るものと考ええるという事の指摘に止めて、その具体的検討も別稿に譲りたい。^⑤即ち上久世庄における地侍としての西方即ち利倉孫五郎の経営は、自作分と小作貸出分と更に加地子得分地の三つから成つていたと考えられるが、その比率についてはこの算用帳からは明かにしえない。

前掲の第一表によると、本役地・分米地合せて一町以上の土地を

有するものは、大体において藤五郎方・西方というように「方」の付くものか、さもなければ大宝庵・華藏庵・蔵王堂等の如く、いわば寺庵分とでも称すべきものである。「方」の字の付いているのは西方の如く明かに侍分或いは侍衆とでも称すべき庄内の有力者である。^④従つて彼等は庄内で一般の百姓に対して優越した地位にあり、その有する加地子得分地についても他の単に加地子得分にのみ依存する加地子名主とは異なり、その土地に対する発言権も強く、実質は前述の小作貸出地と殆んど相異はなかつたであろう。従つてこの当時侍衆が在地において有した権利は、その分米地即ち別に加地子名主を有する土地を除いては、大体において南北朝期の名主百姓の権利関係をそのまま引きついだものと考えてよい。

一方徳寿庵・華藏庵等の寺庵分の有した名主職は、その所有者の性格から考えて完全に得分権にのみ安住する加地子名主職所有者であつたと考えられる。永正十年上久世庄年貢未進徴符^⑤を見ると未進分として、

一斗六升一合	蔵王堂分	西方	八升九合	蔵王堂分	藤五郎方
一斗一升一合	同	弥次郎	六斗五合	同	九郎二郎方
四升三合	同	治部	斗三升四合	同	孫左衛門方
五斗三升四合	同	源三方跡	四斗四升四合		大宝庵

という記載がみられ、蔵王堂分には全部別に百姓の名前が記されて

いる。このことから永正四年の算用帳にみえる蔵王堂分一町四反二四〇歩の土地の性格が推測出来る。即ち蔵王堂の有したのは単なる加地子名主職であり、実際の土地に対する権利は西方他の侍衆、或いは弥次郎・治部といった百姓が有したものと考えてよい。

かかる自作名主（その性格を有するものも含む）と加地子名主との区別は、前掲記載例の本役負担者の大宝庵分の如く「名主分」と記載されているものと、伊勢講田分の如く何らの記載もないものと区別に相応するものである。同じく寺庵分といつても大宝庵は永正四年には本役地一町六反小の他に分米地二反を所有しており、又永正十年の未進徴符をみても蔵王堂と異なり分付百姓とでも称すべきものの記載はなく、又大宝庵は明かに上久世庄内にあつた寺院であるから、そこに止住の住職其他が自作したと考えるとよい。第一表の本役分に○印を付したものは「名主分」と記されて、大宝庵・彦太郎等と性格を同じくするものであり、×印を付したものはその記載がなく蔵王堂等と性格を同じくするものである。若干機械的に過ぎる嫌もあるが、前者は南北朝期の名主百姓（自作名主）の性格を引きついだもの、後者は単に得分権にのみ依存する加地子名主というように整理しても略誤りはない。そして更に前者については「方」のついたものを侍分、その記載のないものを一般百姓と区分でき、分米負担地は次節で明かにするように、その名主職は東寺が一括し

(第二表) 永正四年上久世庄名主職所有形態

		面積	%
加地子	東寺	314反120歩	55
	其の他の加地子名主	70反300歩	12
自作	侍分	141反030歩	25
	百姓分	46反120歩	8
計		572反210歩	100

て所有していたのであるから、永正四年算用帳から知られる上久世庄全庄の名主職所有形態は第二表の如くなる。即ち東寺が全庄の五五%の名主職を所有し、次いで侍分が二五%、寺庵等の加地子名主が一二%で、一般の百姓分は八%にすぎず、この段階になると一般百姓が名主職を所有するのは例外的存在にすぎなくなつてしまつているのである。

る畿内の名主」において詳論した。
④ 加地子名主の性格についても拙稿「山城国上久世庄における百姓名の解体」において詳論する。

⑤ 永正六年上久世庄他所名主分算用状(東寺百合文書を十四上)をみると利倉孫五郎は六町五反大廿歩の土地を持つており、永正四年の数字とは若干異なるが、前者は名主分全部を記載したものはなく未進注文とも云うべきもので未進分だけが記されているのであるから、永正四年算用帳で六町以上の土地を持つてゐるのは西方以外には見当らない故、西方を利倉孫五郎と比定して誤りはない。なお永正十三年十二月九日上久世庄地下人連署状(東寺百合文書を一―三上)をみると利倉孫五郎安俊は他の十名の侍衆との連署状の筆頭に署名して算用の相違ない旨を申しており、その庄内に於ける地位をうかがうことができる。

⑥ 前記(註④)拙稿参照。なおこの利倉孫五郎安俊の経営全体については、そこで詳論する庄官層の経営内容を参考にして頂ければ幸である。

⑦ 同前拙稿。

⑧ 第一表で「方」の付いているものは詳しくは述べないが他の史料より大体において地侍としてその名を明かにしうる。なお大永元年上久世庄未進注文(東寺百合文書を八―十)をみれば、「方」の付いている者は全部姓を有しており、「方」の付いた人名は侍衆と断定して差支えない。

⑨ 刊本東寺文書へ一九八号。

⑩ 明応八年下久世庄年貢未進注文(刊本東寺文書九二二号)には「上久世大宝庵」と見え上久世庄内に存在したことは明かである。

① この表は永原氏も掲載しておられるが(歴史評論四五号五一―五二頁)、前節註⑦において指摘した如く氏の考え違いと思われる点があり、更に公事其他を加えて改めて作成し直した。
② この数字は大体全庄の田地を示したものと考えられる点については既に触れたが、逆に同一の土地が本役負担地と分米負担地に二重に記載されていない。何故ならば両者に記載されたとすれば本役を二重に負担することになるから、そういうことはありえず、従つてこの算用帳の面積は土地台帳と同一の信憑性を有するものと考える。

③ 南北朝期の名主百姓の性格については、拙稿「南北朝期における

三、分米負担者とその加地子名主

前節においては本役負担者―名主職所有者の性格を検討したのであるが、次に分米負担者とその土地の加地子名主について考察をする。全庄五五%の土地は「分米」負担地であり、その土地には算用帳の登録人即ち分米負担者の他に、反別六―七斗の加地子分を取得する加地子名主の存在は当然考えられねばならぬ。とすれば此の算用帳の表面には出て来ない加地子名主が一体誰であつたかが当然次の課題となる。何故ならば「分米」の中には「本役」と「加地子得分」が含まれており、当然その加地子得分取得者がいる筈であるから。結論を先に云えば、私は上久世庄五五%の分米負担地の加地子名主職所有者は東寺及びその関係者であつたと考えるのである。①

その理由の第一としては、現存の上久世庄の名主職売券及び寄進状をみると、その殆んどすべての加地子名主職は、最終的には東寺及びその関係者の手に帰しており、先ず当時の一般の傾向として東寺及びその関係者が積極的に当庄内の加地子名主職の獲得に乗り出していたことを知るのである。しかもこの永正四年の算用帳には東寺は全く表面には現われておらず、従つて逆にこの隠された五五%の土地の名主職は東寺が握つていたと考えるのである。

第二の理由としては永正六年上久世庄他所名主分算用状をみると、

利倉孫五郎方・大法庵・利倉孫三郎等十五名の未進分とその面積が記載されているが、ここに記された人名についてその面積を永正四

(第三表) 上久世庄永正六年他所名主分算用状
永正四年算用帳比較

人名	永正六年	永正四年	備考	
利倉孫五郎方	六五、七〇 <small>(反)</small>	六〇、〇〇 <small>(反)</small>	(内一反畠田)	
大法庵	一五、三〇	一六、三〇		
利倉孫三郎	一、〇〇	—		
恋川次郎左衛門	一、〇〇	一、〇〇		
福寿庵	四、〇〇	四、〇〇		
恋川藤五郎	*八、四〇	九、〇〇		*印は八町大
孫太郎	一、〇〇	一、〇〇		とあるが、年貢
利倉新三郎	五、〇〇	八、〇〇		高より考えて八
恋川新左衛門	六、〇〇	六、〇〇		反大と考えて誤
徳正庵	四、四〇	四、四〇		はない。
長谷川孫九郎	四、三〇	四、三〇		
太郎衛門	九、〇〇	九、〇〇		
浄祐跡与三郎	六、〇〇	四、〇〇		
彦衛門	一、三〇	一、三〇		
治部	二、〇〇	一、四〇		

(註) 永正六年他所名主分算用状に記載された分は全部記載した。
永正四年分については他所名主分算用状に記載された人名より推定しうるものの面積である。

年の算用帳の本役分の面積と比較すれば第三表の如くなる。即ち

永正六年上久世庄他所名主分算用状と、永正四年算用帳のうちそれに相当する人名の面積を比較してみると若干の例外はみられるとはいえ、完全に一致するものも多く、その例外についてもこの二つの

算用状を比較した場合、大体第三表の如く想定しても差支えはないと思われるのである。即ち永正六年他所名主分算用状にいう名主と

いうのは、永正四年の算用帳にみえる本役負担者即ち名主職所有者と同一であり、しかも他所名主としてここに記された人名は大体に

おいて上久世庄止住の人であることからして、ここにいう他所とい

うのは上久世庄外ということではない。とすれば「他所」というのは何に對しての「他所」なのであるか。それはいうまでもなく東

寺側からみて東寺及びその関係者以外で名主職を所有するものと考

えての「他所」という言葉である。それ故永正四年の算用帳に記された四〇名の名主職所有者全部は東寺からみた「他所名主」であり、

この「他所名主」に對して東寺が持つていたのは、名主職所有者名が全然記載されていない五五%の分米負担地に對する名主職である

と考えられる。しかもこの五五%の土地に對する名主職は東寺が完全な形で握つており、上久世庄外の加地子名主は矢張り残る四五%の本役負担地の名主の中に含まれていたのである。何故ならば永正四年の算用帳を詳細に検討すると、東寺への本来の年貢と加地子得

分を含めた「分米」は、前掲記載様式に「公文方納」とみられるよ

うに公文の手によつて徴収されており、公文によつて一括徴収された「分米」は其処で東寺への年貢（本役）と加地子得分に仕訳をさ

れ、更にその加地子得分はそれぞれ異つた加地子名主に配分されたとは考えられず、公文が徴収した「分米」はそのまま一括して東寺

に納入されたと考えるのが最も自然な考え方であらう。

さらにこの「他所名主」とでも稱すべき、永正四年の四〇名の

本役負担者は、前述のように大部分が上久世庄内止住の人であるが、そのうちでも福寿庵は明かに隣庄下久世庄内の寺院であり、藏春庵

は寺戸庄の寺院である。従つて永正四年の算用帳にみえる四〇名の名主職所有者「他所名主」のうちには、上久世庄内の名主も、又

上久世庄外の名主も含まれていたのであるから、名主職所有者の特に記載されていない五五%の土地については当然東寺がその加地子

名主職を持つていたものと考えねばならない。そう考えてこそ永正四年の算用帳の分米負担地には、特に名主職所有者名が記載されていない理由も明かとなり、更に「本役」と加地子得分を併せて「分米」という形で一括記載され、公文がそれを一括徴収して、そのうちから半済分だけを差引いて、残り全部を東寺に渡したのであるから、そこには何らの不備も支障も起らなかつたのである。

以上で永正四年算用帳にみえる分米負担地の名主職所有者が東寺

であることと、更にその土地の年貢を「分米」という形で徴収していることの意味を鮮明にしたのであるが、最後に本役負担地について若干の検討を加える。分米負担地については東寺と分米負担者→直接耕作者の間には公文が介在していたとはいえず、形式上は公文はあくまでも東寺の「代官」であり、東寺は直接耕作者を直接的に把握していたということが出来る。残る四五%の本役負担地については其の名主職所有者名が記載されており、その全部は必ずしも直接耕作者とは限らない。だからといつて庄園領主東寺は古い名主層を年貢担当者として把握していたとは出来ないのである。この算用帳に関する限り、東寺は確かにかつての庄園領主十加地子名主十百姓という年貢の納入法を重んじていたとはいえるが、これはあくまでも形式を重んじていたに過ぎず、具体的な問題としてはかかる一庄的な規模で統一的に記載された算用帳の如きものではなく他の面からの検討が必要である。その好例となるのが前節に引用した永正十年上久世庄年貢未進徴符である。永正四年算用帳には一括して蔵王堂分として一町四反大が記載されているのであるが、その内容は永正十年未進徴符にみられるように多くの侍分・百姓に分割耕作されており、若し加地子名主の有する権利が強固なものであり、それを東寺が確実な年貢担当者であると考えるのであるならば、未進徴符にみえる如き記載は不必要で、一括して蔵王堂分の未進とし

て記載したはずである。然しながら未進徴符の記載はそうではなく、加地子名主蔵王堂に対していわば分付記載とでもいべき西方以下の直接耕作者が記されており、加地子名主蔵王堂の無力さと、直接耕作農民の確固たる地位を無言の間にも此の史料は示しており、東寺は直接耕作農民を一人一人確実に把握しなければ本役負担地の年貢も徴収不可能であることを如実に物語っている。この当時数多く残されている年貢算用状或いは未進徴符は全てかかる記載様式をとっており、たとえ分付記載という形であろうとも必ず直接耕作者の名前が記されているのであつて、従つて東寺は上久世庄に関する限り本役負担地・分米負担地を問わず、基本的に直接耕作者を年貢担当者として把握していたといえるのである。

戦国大名権力が解体過程にあるとはいえず旧名主層をその権力の基礎、即ち年貢負担者として把握し、その維持存続に腐心したということはよくいわれる所であるが、その結論を出す前に例えば上久世庄の場合においては、永正四年算用帳だけでなく未進徴符の面からする検討が行われたか否かが疑問として残る。若しかかる両面からの検討が行われたのち上述の如き戦国大名に関する結論が出たとすれば、崩壊寸前である東寺の庄園支配の形態の方が、戦国大名権力よりも数等進んでいたことになる。そして従来の中世史の一般的方法論からすれば、例えば永正十年上久世庄年貢未進徴符に分付記載

があることから直ちにこれを通説の如き分付百姓と考えて、名子・被官的農民の存在を指摘しえたとされる可能性は充分にある。史料の豊富な上久世庄においては、たとえ分付記載が存在しようとして、その個々の農民例えば「西方」が如何なるものであり、又多くの「方」の字の付くものが如何なる性格のものであるかをはずきりと実証しうる故、そのような性急な結論は許されないのであるが、まとまつた史料が少く、近世よりの推定に基づいて断片的な史料を利用してゐる場合には、多分にその危険性のあることを指摘しておきたい。

① 永原氏は作職分（分米負担地）に対する加地子名主を東寺及びその関係者とするところについては「断定することを保留」しておられる（歴史評論四五号五三頁）。

② 勿論これは永原氏もいわれる如く「東寺が所蔵する売券は直接的もしくは間接的に東寺がそれに関係をもつ部分のみ」（歴史評論四五号四八頁）であつて、実際の売買の一部を示すものになさぬが、当時の一般的傾向として多くの名主職が東寺に集積されていたという事実は確認出来る。

③ 前節註⑤参照。

④ 西方即ち利倉孫五郎はこの例外の一つであるが、この点に関しては前節註⑤において詳しく述べておいた。

⑤ 永正四年の名主職所有者は四〇名で、永正六年他所名主分算用状に記されたのは一五名にすぎず、この間に相当の人数のひらきが見られるが、後者は影写本をみれば後欠文書の可能性もあり、

たとえそうでないとしても前にも触れた如く後者は算用状とはいへ実は未進人数注文ともいふべきものであり、ここに記されていない二五名は未進がなかつた為に記載されなかつたとも考えられる。

⑥ 当時の一般的な傾向としては年貢米は原則として庄園領主↑加地子名主↑百姓という経路で納入されたと考えられるのであるから（前節註④拙稿参照）、全庄五五％の土地に対する加地子名主職を有し、更に全庄一円に地頭職（↓領家職）を有する東寺の場合とは別として、一般の加地子名主の得分まで公文が徴収したというようなことは考えられない。そして加地子得分は百姓直納であつたということは、残る四五％の土地については名主職所有者だけが記載されており、分米負担者↓直接耕作者が明かでないということから考えられる所である。しかも年貢米は加地子名主の手を経て庄園領主に納められたということは、例えば前掲の記載様式にある大宝庵分で分米分は公文方へ納めているのに対して、本役分は「八廿二斗六合八十三升 寺納諸二」という記載があり、これは八月廿二日一斗六合、八月十三日に三升寺納してその請取が二枚という意味であり、本役負担地についてはその名主職所有者が公文の手を経ることなく直納したことが分る。

⑦ 例えば明応五年下久世庄年貢未進注文（刊本東寺文書ぬ八三号）をみると地下分（次の他所分に対して下久世庄内のことと思われ）と他所分（全部隣庄上久世・寺戸・土川―前掲刊本東寺文書には「古川」と読んでいるが「土川」の誤りである―等が肩書されてあり、これは下久世庄内に対しての他所である事が明か

ある）に分けられており、福寿庵は地下分即ち下久世庄内に、歳春庵は寺戸と肩書して他所分に入れられている。

⑧ 応仁文明の大乱以後は公文寒川氏は上久世庄においては全く根のない存在となり、文亀元年頃には一時公文職からも追放されている。永正八年に寒川家光が上久世庄に還補された時の請文をみれば最早「公文職」とは云わず「代官職」（永正八年十月廿六日寒川修理進家光請文案―東寺百合文書ロー―二九）と称しており此の頃の公文の存在が如何なるものであつたかがよく分る。

⑨ 註⑥参照。

⑩ 安良城盛昭氏「太閤検地の歴史的前提」（歴史学研究一六三・一六四号）

四、東寺の上久世庄支配の実態

南北朝・室町期においては比較的強固な庄園支配を行っていた東寺も、応仁文明の大乱が過ぎる頃よりその庄園支配は急速に衰退に向うのである。かかる危機に直面してしかもなお、その庄園支配を維持しようとする東寺の最後のあがきとでもいうべきものを示すのが此の永正四年算用帳であるといえる。かかる観点から次に戦国時代における東寺の上久世庄支配の実態に就いて検討を加える。

室町期以降に百姓名の解体―加地子名主の一般的成立という事態が進展するや、東寺としては積極的に庄内の加地子名主職の獲得に乗り出し、永正四年頃には上久世庄全庄の五五%の土地の加地子名

主職を獲得するまでに至つたことは前述の通りである。然しながらかかる状態のもとにおいては庄園領主東寺としては完全な意味における領主権の一円支配というのは単に領家職（上久世庄の場合には地頭職）を地域的に一円支配することだけでなく、加地子名主職をも「分米」という形で一円支配する必要があるであらう。「分米」の概念の変化は既に述べた通りであるが、この変化こそ庄園領主としての東寺の在支配の意識の変化を示すものといえる。

即ち東寺としては加地子得分をも「分米」という形で支配しえてこそ始めて在地を一円支配しようというようにその意識が變つたと考えられるのであつて、そう考えねば此の「分米」の概念の変化を正当に解釈することは出来ない。至徳二年（一三八六）八月廿一日仁重法印が下久世庄田參段名主職を東寺に寄進した際の寄進状には「而惣庄為鎮守八幡宮領之間、且雖段歩擬一円寺領之志願、且……」とみえており、惣庄即ち下久世庄は東寺八幡宮領であり、その地頭職は東寺が持つていたのであるが名主職を寄進されて始めて一円の寺領になると意識されていたことが分る。従つて「就中当庄名主職他寺他社相伝之条、雖為寺家之制法……」というように東寺としては他寺他社が名主職を所有することを好まなかつた理由も理解出来るのである。かくて永正四年頃には東寺は上久世庄の五五%の土地を一応一円支配しうるまでに至つた。そしてこの分米負担地においては

庄園領主東寺と農民との関係は直接的であり、東寺が名主職を所有してこそ農民を直接に把握しうるのであつて、東寺があらゆる機会に名主職の獲得に腐心した理由も単に得分の増加という点だけではなく、かかる観点に立つてこそ完全な形で理解出来るのである。

然し残る四五%の名主職の大部分は、多くの侍衆等に握られており、かかる侍衆の成長とその基礎をなす一般農民層の成長発展と共に、応仁の乱を過ぎる頃から東寺の庄園支配体制は膝元の上久世庄においても音をたてて崩れ去つて行くのである。その模様を具体的に示すのが第四表である。これは上久世庄年貢米算用状のうち、様式を一にする寺家側の算用状で現存のものから、その貢納高を調べたものである。元亨四年（一三二四）上久世庄年貢公事用途注文によれば、所定の年貢高として式佰參拾石柒斗四升三夕八才が記されており、又第四表の算用状全部の書き出しには上久世庄が所進すべき額として二二八石余が記されている。従つて上久世庄が東寺領であつた全期間を通じて同庄所定の年貢高は二二八石余であつたことを知るが、実際の現納高は第四表にみられる如くである。即ち応仁の乱以前は大体二〇〇石が納められており東寺の庄園支配の強固さを示しているが、永正六年には僅か二五石余にすぎず、かつての四分の一に減少してしまつている。このことは単に年貢米だけでなく公事錢に就いても同様であり、同じく永正六年の公事錢算用状（上

(第四表) 室町・戦国時代上久世庄年貢納高

年	代	所納高	出典
応永13年	(1406)	199石 50365	む21—27
応永21年	(1414)	216石 80297	〃
永享6年	(1434)	223石 50132	〃
永享7年	(1435)	220石 28968	を 15下
永享12年	(1440)	219石 44525	む 28上
文安2年	(1445)	223石 4713	む28下—33上
康正元年	(1455)	247石 64775	〃
寛正2年	(1461)	207石 83385	〃
明応4年	(1495)	187石 692	む 36下
永正6年	(1509)	25石 777	む 37—39
永正15年	(1518)	31石 303	〃
大永3年	(1523)	45石 726	〃
享祿元年	(1528)	62石 387	む 40—43
享祿2年	(1529)	24石 335	〃
天文元年	(1532)	158石 184	む 36下

〔註〕 舛は上久世納舛に交分を加えたもので下行舛換算以前のものに統一した。

久世分^㉞をみると所定の貢納高卅貫四百七十一文に対して現納高は僅か貳貫百四十文にすぎず、残る貳十八貫三百卅一文は「庄未進」となつてゐる。以上の事実は戦国期における東寺の庄園支配の衰退を如実に示すものであるが、次にその原因を少し詳細に検討して東寺の庄園支配体制の崩壊の理由と経過を明かにする。

その原因の第一として挙げなければならぬのは云うまでもなく応仁の乱後の幕政の混乱とその權威の失墜である。同じく庄園領主と

はいいながら興福寺或いは高野山等と異なり、東寺はその庄園支配に必須の武力組織を全くもつていなかった。それに代るものとして東寺はその地理的条件の有利さと、殊に久世上下庄は幕府の始祖「等持院殿御寄附」を理由として、事ある毎に幕府権力によりかかり、その御教書・奉書等を貰つてそれによつて久世上下庄の庄園支配を続けて来たのである。比較的幕府の威令のよく行われた南北朝・室町期に東寺の上久世庄支配がよく徹底していた理由もここにある。然し応仁の乱以降は幕府の威令は全く地に墜ち、殊に細川政元の管領時代になると幕政の混乱は救い難いものとなる。政治史的研究が中心課題でない本稿においては、細川政元の失政については叙述しないが、その一端は応仁後記・細川両家記等を一読しただけでも充分理解出来るのであり、ここに東寺はその拠つて立つ基本的な足場を完全に失つてしまつたのである。ただそれだけではなく細川政元は寺社本所領に対して違乱押妨を積極的に行つた模様である。後鑑所引の宣胤記によれば、「細川右京大夫政元朝臣昨日下丹波、対室町殿存述懐云々、第一寺社（本）所領被闕所儀不可然之由申之云々、尤可然申状、諸人感悦只此事也。」と見え、寺社本所としては細川政元こそ最も恐るべき存在であつたのである。

次に考へなければならぬのは、この幕政の混乱に伴つて武家・国衆等が積極的に行動を開始し、半済をはじめ各種の違乱押妨を行つ

たことである。応仁の乱中の半済強行については前にも触れたが、明応八年になると再び西岡中脈被官人等が半済の徴収を開始する。

ここで当然幕府は東寺の要求によつて半済停止の奉書を出すのが、最早その命令は何らの効果も示さなかつた。更に翌々文龜元年になると公文寒川氏の追放という事態がおこり、上久世庄の混乱はその極に達する。寒川氏は讃岐国に本拠地を有し、細川氏累代の披官であり、上久世庄公文職を確保しえたのは細川氏の後楯があつたからこそである。彼の上久世庄公文職追放は「常はまほうをおこなひて近国他国をうごかし」と形容される常規を失した政元の気嫌を損じたためか、或いは政元の寺社本所領押妨の犠牲になつたのかはよく分らないが、文龜元年九月十五日には政元の家臣安富筑後守元家の名前前で寒川左馬允知行分の年貢諸公事を堅く拘置くべきことを久世庄百姓中に命じていることから考えると、両方の理由の相重なつたものと見て差支えなからう。当時山城国守護職は細川政元が握つており、この頃山城国内の寺社本所領に対する政元及びその家臣の押妨は眼に余るものがあつたものの如くである。政元自身については既に述べたから、恐らくその意を体したのであろうその家臣について若干考えてみる。永正三年三月十六日付の東寺雜掌鎖宗・浄寿連署の東寺領山城国中近年押領所々事という史料を見たと、

一、上久世庄之内公文名之本所分事

近年波々伯部源次郎押領

(中略)

一、此外当國之寺領久世上下庄植松庄上野庄院柳榎原等此外所々散在名田畠并境内以下悉從去々年香西又六半濟押領事

とある。恐らく寒川氏失脚の跡は政元の近臣波々伯部源次郎が押領し、更に久世上下庄等の東寺領庄園全体を半濟という形で押領して^①いたのは政元の家臣で当時山城國守護代であつた香西又六であつた^②。これによつて東寺領等の寺社本所領が武家方押領の好餌にされた模様がよく分るが、香西又六の半濟は相当広範圍に亘つて行われたものようである。一・二眼についたものだけを拾つてみても永正二年には賀茂社領境内六郷・高野・一乗寺更には山城國全体に半濟を行つたものの如くであり、ここに庄園領主は決定的な打撃を被り最早再起不能の状態に追込まれたと想像されるのである。

最後に考えなければならない要素として、百姓の政治的經濟的成長と、それに伴う年貢の未進抑留を挙げなければならない。南北朝期以降着実にその地盤を在地に築き、自治的な村落を形成して来た一般農民層として^③は、支配者間相互の分裂抗争という絶好の機会を逃すはずはない。しかも前述のように政元の家臣安富筑後守元家の名前で寒川左馬允知行分のみとはいへ、二度も^④百姓中が年貢等を拘置くべきことを命令されているのである。同年十二月久世庄へ遣わ

された折幣案には「於公文分者雖被押置い、於寺家分者無相違之處、百姓中寄鸞於左右難決之儀、言語道斷之次第也」とみえており、単に公文分だけでなく、この好機を逃すことなく寺家分の年貢も拘置いたものと思われる。この時代多数の年貢未進注文・未進徵符等が見られるのは決して農民窮乏の故ではなく、彼らの実力とそれを裏付ける政治的感覚の成長を物語るものであり、永正六年上久世庄公事錢算用状の記載から知られる未進の状態については既に述べた所である。

かかる寺領退転の現実に向直して、東寺があらゆる可能な方法を見出して事態の收拾を計ろうとするのは当然の事である。最初のしかも最も手取り早い方法は幕府に頼つて違乱停止の命令を出して貰うことであるが、その効果の全く期待出来なかつた事は屢述の通りである。そこで次の手段として考えられることは、当時庄内において侍衆として或は又「年寄衆」として大きな發言権を有し村落自治の中心的な存在であつた和田・利倉・悲川・長谷川等の姓を有する地侍層を、自己の組織に汲み入れる事である。公文乘川氏が追却され年貢徵収組織が完全に麻痺してしまつた文龜元年十二月十六日には、利倉孫二郎俊家他九名の侍衆が連署して東寺に対して年貢納入のことを申入れている^⑤。然し利倉孫二郎俊家は単に多くの侍衆と共に、年貢納入のことを請負うだけでは飽き足らず、翌文龜二年には

建武以来絶えて置かれなかつた下司職の競望を行うようになる。²⁰多くの侍衆が平等な立場で力を合せてこそ始めて村落自治は守り得るのであつて、かかる利倉孫二郎のいわば分派行動は、庄内の秩序と平和を攪乱するものである。そこで恋川入道徳増他十五名の侍衆は「内所侍」という名目で連署して、その下司職競望に対して東寺公文所へ異儀を申し立てている。²¹その最後に「於庄内縦物忿之儀出来ぬ共、更以不可有百性之緩怠、仍状如件」とみえ、この連署の衆十五名は一面において「内侍所」と称しつつも、他面自らも「百姓」と意識し、他の多くの庄内の百姓と共にその自治組織を守り抜こうとする堅い決意の程がうかがわれるのである。かかる庄内の強い反対にあつてか、利倉孫二郎も下司職競望はあきらめたものの如く、²²後には又、侍衆の一人として他の多くの侍衆と共に連署状にその名がみられる。寒川修理進家光は間もなく再び同庄公文に還補されるが、かかる強固な自治組織を有する上久世庄民には相容れられるものではなかつた。永正十年十一月廿七日利倉新三郎安弘他六名の侍衆は連署して東寺に請文を呈して、「²³寺家之御被官」として忠節を致し、年貢等を催促納入することを約すと共に「²⁴万一人此人数之内、雖為一人、得公文之語、令同心与力之輩在之者、既破一味之儀上者、為自余之人数、可令罪科事」として、公文寒川氏に真向から不信状をたたきつけているのである。²⁵恐らくこの時も細川氏と関係を持つ

ていたであろう寒川氏は、ここまで成長を遂げた上久世庄民にとつては百害こそあれ一利なきものとして排斥されたのである。更に面白いのはこの六名の連署衆のうちに寒川新左衛門宗光の名がみられることである。彼は永正四年算用帳に本役地六反・分米地三町二反・計三町八反の土地を有する新左衛門方と比定しうるのであるが、宗家寒川氏が算用帳には全く姿を現わさず、恐らく上久世庄内には何らの根拠も有せず、²⁶唯公文として細川氏を背景として年貢収納等の事務を行っていたにすぎなかつたのに対し、寒川新左衛門は何時からか宗家より分れて庄内に土着し、侍衆の一人としてこの頃になると宗家に対して叛旗を翻えずに至つたことを思わせるのである。

それはともかくとして、彼等が寺家に忠節を誓つたのは決して本心からではなく、一つには公文寒川氏の侵入を防いで村落自治を守ろうとする意図からと、もう一つには彼らの利益を考えてのことであつた。彼等がこの連署請文を提出するや、同日付で東寺は連署衆に対して「²⁷粉骨分」廿石を与えており、「²⁸内所侍」といい「²⁹寺家之御被官」といい名目はよいが、その実は総べて侍衆の計算の上でのことであつた。東寺としてもそのことは承知の上で、武力組織を有しない決定的弱点を、かかる形でもつてでも補つて、一石でも多くの年貢を確保出来れば、それでよしとなければならなかつたのである。しかも永正十三年になると上久世庄の年貢は利倉孫五郎安

俊他十一名の侍衆によつて算合されるに至り、ここに年貢徴収の権利も完全に地下に移つてしまつたことを示している。

以上これを要するに東寺の上久世庄支配は一面非常に進んだ点を持つていたとはいへ、それを裏付ける強制力即ち武力組織の欠除という弱点は決定的であり、総べてを幕府に依存しなければならなかつた。それ故幕府の威令の行われなくなつた戦国時代になると武家及び地下衆の内外よりする蚕食にあつて一路崩壊の途を歩まざるをえなかつたものと思ふ。

- ① 東寺百合文書メ一一二九。
- ② 至徳四年六月三日久世上下庄内裏勝庵領知名主職請文（刊本東寺文書へ一〇三号）
- ③ この他に地下算用状即ち公文の作成した算用状もあるが、様式を異にするためそれは全部除いた。
- ④ 東寺百合文書な二九一三一。
- ⑤ 最大三斗程度の相異はあるが全部二二八石余である。
- ⑥ この段階になると当然加地子分による収入増を考えなければならぬが、前述の通り全期間を通じて算用状には所定の貢納額二二八石余が明記されているのであるから、その減少は加地子による収入増とは相殺されるべきものではない。
- ⑦ 東寺百合文書む三七一三九
- ⑧ 宣胤記文亀二年三月八日条。
- ⑨ 詳しくは永原慶二・杉山博氏「守護領国制の展開」（社会経済

史学一七一一）参照。

⑩ 細川兩家記。

⑪ 東寺百合文書リ四七六一〇。

⑫ 後鑑所引宣胤記永正四年六月廿四日条。

⑬ 東寺百合文書チ二六一二九。

⑭ 細川政元記によれば永正四年政元が湯殿に於て家人に討たれた時、政元に近侍していたのは波々伯部源次郎である。

⑮ 香西又六が山城守護代で政元の家臣であつたということについては註⑫史料参照。

⑯ 後鑑永正二年四月廿九日・同九月十一日条参照。

⑰ 詳しくは前記（第二節註④）拙稿参照。

⑱ 最初のもは註⑩参照。同年十二月十六日に至つて元家は再び同様のことを命じている（東寺百合文書ア七一―七九）

⑲ 東寺百合文書を一七下。

⑳ 現在の所、西岡中脈披官人衆―國衆の構成が充分明かでなく、和田・利倉といつた上久世庄内の地侍層もこれに加わつていたとも考えられるが、後に述べるようにその百姓的な性格を重視して本稿では一応和田・利倉等を侍分或は地侍という表現を使い、國衆―西岡中脈披官人衆と区別した。詳しくは後考を期したい。

㉑ 刊本東寺文書ぬ九八号。

㉒ ㉓ 文亀二年九月廿二日恋川徳増等連署申状（東寺百合文書を一七上）

㉔ 東寺百合文書そ三下―五上には平（利倉）俊家の下司職請文案が収められているが、これには文亀二年とのみあつて月日の記載

はなく、又端裏書には「下司請文案利倉方へ被遣了」とあり、東寺は請文のモデルを俊家に送つたとはいえ、正式に任命されなかつたものと考えられる。

⑲ 例えば後に述べる永正十三年十二月九日の侍衆連署算用状には利倉孫五郎安俊他十一名の中にその名がみられる。

⑳ 東寺百合文書レ一一二。

㉑ 永正十三年十一月十三日の公文所浄成の寒川家光宛の書状（東寺百合文書キ六五―八二）にも「在所之面々、其方於不可有承引之旨、以連判之状被申候間」とみえる。

㉒ 公文分だけは算用帳から除外されたとも考えられるが、室町期以降の川流等による荒廢地を考えると（流田内檢帳多数あり）、当時の上久世庄としては田地五七町程度が限度であり、公文分の土地は庄内になかつたものと考えられる。

㉓ 公文所法橋浄成・庄司祐乘連署状案（東寺百合文書キ六五―八二）

㉔ 鎮守八幡宮供僧評定引付永正十三年十一月十二日条（大日本史料第九編六、四一八頁参照）

あとがき

以上主として永正四年上久世庄算用帳を中心に、東寺による庄園

支配の崩壊過程を考察したのであるが、殊に第四節は紙数の関係もあり、述べ足りない点が多い。

然し幕府権力の衰退といい、武家・国人衆の侵略といい、また百姓の抬頭とそれに基づく年貢の未進抑留といい、確かに従来よく云われたことではあるが、それは概ね一般論として云われるに止まり、その具体相を提示したものは尠なかつたように思う。殊に庄園領主から距離のある庄園においては、守護大名或いは戦国大名の蚕食と共に史料もなくなり、その具体的経過を追求することは仲々困難なことである。幸い上久世庄においてはその地理的關係から、史料的にも比較的恵まれており、若し本稿において庄園制解体の一具体例を示し得たとすれば望外の幸せである。

（一九五八・一・七）

【附記】 本稿は昨年五月誌史会例会における発表に加筆訂正を加えたものである。

なお本稿は私学研修福祉会へ提出の研究課題「日本中世荘園史の研究」の一部をなすものである。国内研修の機会を与えられた同会及び立命館学園に厚く謝意を表したい。

Agricultural Encouragement Policy and *Chan-t'ien* and *K'o-t'ien* (占田課田)

by

Genyû Nishimura

It has been an established theory that the *Chu-t'ien* (均田制度) system, one of the typical land systems in the Chinese history, began with the *Liang-Shui* system of *Chan-t'ien* and *K'o-t'ien* (占田・課田) enforced by the west-Ts'in dynasty in the latter half of the third century and came to an end by the enforcement of *Liang-Shui* (兩税法) law in the latter half of the eighth century; this theory should be reasonable from the viewpoint of the constitutional history. Tracing these land systems to their source, however, the policy for the encouragement of agriculture, the land policy of the Han dynasty in the first century B. C., proved to be their very origin. This policy became more important in the latter Han dynasty when the "powerful clans," an important factor for the collapse of the Han empire, began to be dominant, and was established as the fundamental land system (*K'o-t'ien*—*Chun-t'ien* (課田—均田制)) of government after the third century when the foundation of the powerful clans was established. Judging from such transition, agricultural encouragement policy to *Chun-t'ien* (均田制度) system was enforced in order to directly rule the people by the absolute monarchy, in which the relation of binding with land through the medium of land grew more and more intensified.

Kamikuzenoshô (上久世庄) in the Province of *Yamashiro* (山城) at the Dissolving Period of Manors

by

Tamotsu Uezima

The causes of the dissolution of the manorial system have been given, such as the decline of the *Muromachi* (室町) shogunate power which supported the feudal lords' power, herewith the external aggression of *kokujinshû* (國人衆) or landlord against the manors, the political and economic growth of peasantry internally, and hereby the unpaid, withhold land-tax. But these causes are found in the general histories; few studies seems to prove causes in individual ma-

nor, because of the lack of original sources. Conveniently we have comparatively rich sources of the age of *Sengoku-Jidai* (戦国時代) or Civil War about *Kamikuzenoshō* (上久世庄) in the province of *Yamashiro* (山城) in the *Tōji* (東寺) territory, and especially *Sanyōchō* (算用帳) in the fourth year of the *Eishō* (永正) era enables us concretely to clear up dissolving process of the manorial system.

The Feudal Reminders in the Thirteen Colonies

—especially on the land systems in Maryland and New York—

by

Keizo Ibaragi

The American Revolution has a double meaning of the independence from the mother country England and the internal struggle in the colonies. What is the internal system which the independent tried to destroy through the independent movement? And what is its origin? Even in the American society, which is said to be originally a bourgeois one, had also existed the system which originated in the feudal system. Here we analysed the feudal reminders in Maryland and New York especially. The reminders of feudal principle are recognized in the Maryland manors in the seventeenth century, in the New York manors in the eighteenth century, and in the oligarchy of the proprietor faction or the great landlords. If the dissolving process of these reminders means a revolutionary one, the history of the American colonial period in itself seems to be revolutionary in some sense.